

## ○犯罪被害者等支援公費負担制度実施要綱の制定について

平成25年3月27日  
岩警務第20号  
岩生安第26号  
岩刑事第21号 警察本部長  
岩交通第15号  
岩警備第10号

〔沿革〕平成26年12月岩警務第121号・岩生安第135号・岩刑事第134号・岩交通第96号・岩警備第55号、平成28年3月岩警務第25号・岩生安第20号・岩刑事第19号・岩交通第15号・岩警備第17号改正

各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

みだしの例規を別添のとおり制定し、平成25年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りの無いようにされたい。

なお、犯罪被害者等の診断書料、死体検案書料及び性犯罪被害者の初診経費の公費負担制度の実施について（平成19年9月25日付け岩警務第36号、岩生安第64号、岩刑事第52号、岩交通第61号、岩警備第47号）、犯罪被害者の司法解剖に伴う遺体搬送費用の公費負担制度の制定について（平成18年3月14日付け岩警務第10号、岩生安第20号、岩刑事第9号、岩交通第8号、岩警備第9号）、犯罪被害者の一時保護施設借上に要する経費の公費負担制度の実施について（平成20年3月17日付け岩警務第23号、岩生安第17号、岩刑事第21号、岩交通第16号、岩警備第14号）は、廃止する。

## 犯罪被害者等支援公費負担制度実施要綱

### 第1 目的

突然の犯罪により被害を受けた犯罪被害者及びその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）や犯罪被害者の家族にあっては、精神的、身体的、経済的その他の大きな負担を強いられることとなる。

特に犯罪被害発生直後の負担は計り知れず、これによる二次的被害を受ける犯罪被害者等も多いことから、発生直後の捜査過程等における負担の軽減を図ることで、二次的被害を防止することを目的として、各種経費を公費負担するものである。

### 第2 公費負担対象犯罪

この要綱による公費負担は、次に掲げる公費負担の対象となる犯罪（心神喪失者又は刑事未成年者によるものを含む。以下「公費負担対象犯罪」という。）の犯罪被害者等に対して行うこととする。ただし、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により、当該犯罪にかかる損害賠償額の請求、損害のてん補等がされている場合は、この限りでない。

- (1) 殺人罪（刑法（明治40年法律第45号）第199条の罪（未遂を含む。））
- (2) 強盗致死傷罪（刑法第240条の罪（未遂を含む。））
- (3) 強盗強姦罪及び強盗強姦致死罪（刑法第241条の罪（未遂を含む。））
- (4) 強姦罪（刑法第177条の罪（未遂を含む。））
- (5) 強制わいせつ罪（刑法第176条の罪（未遂を含む。））
- (6) 準強制わいせつ罪及び準強姦罪（刑法第178条の罪（未遂を含む。））
- (7) 集団強姦罪（刑法第178条の2の罪（未遂を含む。））
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪（刑法第181条の罪（未遂を含む。））
- (9) 逮捕等致死傷罪（刑法第221条の罪）
- (10) 傷害致死罪（刑法第205条の罪）
- (11) 傷害罪（刑法第204条の罪）
- (12) 前各号に掲げる罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死傷の結果が生じたもの
- (13) ひき逃げ事件（道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件をいう。）
- (14) 危険運転致死傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条及び第3条）、無免許危険運転致傷罪（同法第6条第1項）及び無免許危険運転致死傷罪（同法第6条第2項）

### 第3 公費負担種別

#### 1 診察料及び診断書料

犯罪被害者が致傷の事実について、その証明に要するために必要な診断書1通分と、診断書作成のために必要な診察料を公費負担することとする。ただし、レントゲン撮影料等の検査料、診察結果に基づく処置料等については公費負担しない。

#### 2 性犯罪被害者初診経費

第2第3号から第8号までに掲げる公費負担対象犯罪の被害者（以下「性犯罪被害者」という。）に対して、捜査に必要な診察料のほか、診断書料、鑑定資料採取や致傷に伴う処置、洗浄、処置に係る初回投薬、検査等の費用を公費負担することとする。ただし、致傷に伴う処置については、致傷部位の消毒等のほか、診察室内における致傷部位の縫合等、簡易な手術も含むこととする。

また、初診時以後における犯罪捜査の必要から行う鑑定資料の採取、性感染症の検査等の実費費用及び人工妊娠中絶の手術費もこれに含まれるものとする。

### 3 犯罪被害者カウンセリング経費

精神的な被害を受けた犯罪被害者等について、精神科医師等によるカウンセリング治療を受診した場合に、その精神療法費をおおむね3回まで公費負担することとする。ただし、投薬等の他の治療費については公費負担しない。

### 4 死体検案書料

署長又は交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）の鑑定嘱託により司法解剖した遺体（以下「対象遺体」という。）を遺族に引き渡す段階において、当該遺体を犯罪行為により死亡したものと認められる場合は、検案医師による死体検案書の作成費用及び検案医師の交通費等の一切の経費を含む実費額について、20,000円を上限として公費負担することとする。

### 5 遺体搬送費用

対象遺体を遺族に引き渡す段階において、当該遺体が犯罪行為により死亡したものと認められる場合は、遺体の搬送費用（県外への搬送を含む。）について、次の要件のもと20,000円を上限として公費負担することとする。

- (1) 搬送料金に限定し、棺桶、衣装等の料金は遺族等の負担とする。
- (2) 遺体搬送車両には、普通車又は特別車（宮型、洋型等）があるが、原則として普通車による搬送費用を公費負担することとし、特別車により搬送する場合は、普通車による搬送費用の相当額のみ公費負担することとする。
- (3) 深夜、早朝等の割増時間帯に遺体を搬送することとなった場合、これに伴う割増料金は、公費負担することとする。

### 6 一時保護施設借上費

犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族のうち、岩手県警察再被害防止要綱の制定について（平成13年9月28日付け岩刑事第100号、岩警務第60号、岩生安第88号、岩交通第52号、岩警備第74号）により、再被害防止対象者に指定された者で、再被害を受けおそれが高いもののほか、公費負担対象犯罪又は強盗罪若しくは放火罪の被害者で、次に該当するものについて、旅館、ホテルその他の宿泊施設の宿泊に要する経費（サービス料を含み、食事代を除く。）を、一人1泊につき6,000円、連続で10日間までを上限として負担することとする。ただし、事件の内容及び犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族の心情を考慮し、署長等が必要と認めるときは、借上期間を延長することができる。

- (1) 自宅が犯罪被害の現場となった場合など、物理的に居住が困難な状況となったもの
- (2) 再被害防止対象者に指定されていないが、加害者が未検挙などにより再び犯罪被

害を受けるおそれが高いと、署長等が認めたもの

- (3) 前2号に掲げるもののほか、一時的に安全な居住場所を確保する必要があると、署長等が認めたもの

#### 7 犯罪被害現場ハウスクリーニング経費

犯罪被害者等が、犯罪被害の現場となった、犯罪被害者の自宅に居住する場合であつて、犯罪被害により室内の清掃（血痕、体液等の除去等）が必要なときは、当該清掃に係るハウスクリーニングに要する経費を公費負担することとする。ただし、建物の改装、家具の交換費用等については、公費負担しない。

### 第4 公費負担の適用除外

犯罪被害者等又は犯罪被害者の家族に対する公費負担を行うまでの間において、犯罪被害者等又は犯罪被害者の家族が次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費負担を行わないこととする。ただし、公費負担を行わないことが、社会通念上適切ではないと認められる特段の事情があるときは、この限りでない。

- 1 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者等又は犯罪被害者の家族と加害者との間に次のいずれかに該当する関係があり、公費負担することにより加害者の利となりうるとき。
  - (1) 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
  - (2) 直系血族（養子縁組を交わしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）
  - (3) 三親等内の親族又は同居の親族
  - (4) 前3号に掲げるもののほか密接な関係
- 2 犯罪被害者等に暴行、脅迫、侮辱等犯罪行為を誘発する行為があつたとき。
- 3 犯罪被害者等が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う組織に属していたとき。
- 4 犯罪被害者等又は犯罪被害者の家族が公費負担を辞退したとき。
- 5 遺体搬送費用に関して、対象遺体が身元不明等で遺族関係者が判明しないとき。
- 6 加害者が既に検挙されている場合で、犯罪被害者等に対し損害賠償等による費用の支払いを申し出ており、犯罪被害者等がこれを了承しているとき。
- 7 前各号に掲げるもののほか公費負担することが社会通念上妥当でないとき。

### 第5 公費負担手続

- 1 署の事件捜査を担当する課長並びに交通部高速道路交通警察隊の直轄隊長及び分駐隊長（以下「担当課長等」という。）は、公費負担対象犯罪を認知した場合、公費負担の可否を判断し、その必要性が認められるときは、犯罪被害者等又は犯罪被害者の家族に対して本制度の趣旨を十分に説明した上で、公費負担制度適用の意思を確認し、犯罪被害者等又は犯罪被害者の家族が公費負担制度の適用を希望したときには、犯罪被害者等支援公費負担制度実施伺（様式第1号。以下「公費負担実施伺」という。）により、署長等の決裁を仰ぐこと。
- 2 病院その他の公費負担の対象となる機関（以下「公費負担対象機関」という。）に

については、犯罪被害者等が選定することとし、選定した公費負担対象機関に対して、担当課長等から公費負担制度の趣旨を説明した上で、公費負担見積金額等必要事項を聴取等の方法により、公費負担実施伺に記載すること。ただし、性犯罪被害者初診経費については、受診後でなければ金額の目途が立たないため、この限りではない。

- 3 署長等は、公費負担制度の実施を決定した後、公費負担対象機関に対し本制度の趣旨を十分に説明した上、請求書（様式第2号）を交付し、その提出を受けて、所定の会計手続により処理すること。ただし、公費負担対象機関で使用している請求書（納入通知書をもって請求書としている場合は、当該納入通知書）の内容が、請求書の内容を満たしている場合は、当該公費負担対象機関で使用している請求書をもってこれに代えることができる。
- 4 担当課長等は、公費負担対象犯罪を認知した際に、既に犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族が第3に定める公費負担種別について、支払済みであった場合、犯罪被害者等及び犯罪被害者の家族並びに公費負担対象機関に対し、制度の趣旨について説明した上で、公費負担対象機関が受け取っている支払金の還付を行い、岩手県知事又は担当警察署長に対し請求を行うことが可能である場合に限り、公費負担することとする。この場合において、還付のために金融機関への振り込み手数料等の諸経費が発生した場合、その経費も含めて公費負担すること。
- 5 署長等は、公費負担制度の実施を決定した際には、公費負担実施伺の写しをファクシミリにより送付する等の方法により、警務部県民課長へ連絡すること。

## 第6 留意事項

- 1 署長等は、公費負担の適否、範囲、公費負担手続き等について疑義が生じた場合は、警務部県民課長に意見を求めることができる。
- 2 医療機関に係る公費負担については、医療保険制度に基づく保険診療であるか保険外診療であるかにかかわらず公費負担することとするが、健康保険法（大正11年法律第70号）第57条は、第三者の行為により保険給付の事由が生じた場合における保険者の第三者への損害賠償請求権、保険給付を受ける権利を有する者が損害賠償を受けた場合における保険給付の例外について規定しており、仮に加害者が検挙されている事案であっても、犯罪被害者が医療機関で受診する際の健康保険の利用を排除するものではないことから、犯罪被害者が加害者から損害賠償を受けていない時点における受診は、健康保険を利用しての受診が可能な旨、教示すること。
- 3 本制度の運用上の解釈等については、別途通達する。

署(隊)長	副署(隊)長 次長	警務課長 (補佐)	会計課長 庶務補佐	会計係長等	被害者 支援係長	事件担当	
						課長(補佐)	係長

### 犯罪被害者等支援公費負担制度実施伺

年 月 日	
隊・警察署長 殿	
官職 氏名 ㊟	
犯罪被害者等公費負担制度について、下記のとおり実施してよろしいか。	
負担区分	<input type="checkbox"/> 診断書・診察料 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害者初診経費 <input type="checkbox"/> カウンセリング経費 <input type="checkbox"/> 死体検案書料 <input type="checkbox"/> 遺体搬送費用 <input type="checkbox"/> 一時保護施設借上費 <input type="checkbox"/> ハウスクリーニング経費
事件名	
被害者	氏名 性別(男・女) 生年月日 年 月 日 住所
事案概要	
公費負担	対 応 機 関 名称 電話番号 住 所 金 額 円 確認方法 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他
内 容	内 訳 <input type="checkbox"/> 診断書料等 (診断書料 円: 初診料 円) <input type="checkbox"/> 遺体搬送費用 (解剖月日 月 日: 場所 ) 搬送区間 署・隊から まで (距離 km) <input type="checkbox"/> 一時保護施設借上費 借上予定期間 月 日から 月 日 ( 日間)
<b>公費負担適用除外事由</b>	
<input type="checkbox"/> 加害者との関係が規定に定める一定の身分関係に該当する。 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者に暴行、脅迫又は侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為がある。 <input type="checkbox"/> 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織に属している。または属していた。 <input type="checkbox"/> 公費負担制度を辞退している。 <input type="checkbox"/> 遺体搬送費用において、身元不明遺体である。 <input type="checkbox"/> 被疑者等から損害賠償の申出があり、犯罪被害者等がそれを了承している。 <input type="checkbox"/> その他、公費負担することが社会通念上妥当性を欠くものである。 <input type="checkbox"/> 上記に該当するが、以下により特段の事情が認められる。	
備考	

- 1 決裁欄は、適宜変更することができる。
- 2 該当する□に✓を付けること。
- 3 事案概要は、犯罪事実等を別添することで、省略できる。

年 月 日

岩 手 県 知 事 様

岩手県 警察署長 様

所在地、名称  
代表者氏名



請 求 書

下記代金を請求します。

経 費 内 容	金 額
<input type="checkbox"/> 診断書・診察料 <input type="checkbox"/> カウンセリング経費 <input type="checkbox"/> 一時保護施設借上費 <input type="checkbox"/> 性犯罪被害者初診経費 <input type="checkbox"/> 死体検案書料 <input type="checkbox"/> ハウスクリーニング経費 <input type="checkbox"/> 遺体搬送費用	円
(内訳)	円
-----	円
-----	円
-----	円
-----	円
消 費 税	円
請 求 額 合 計	円

(通信欄)

請求額を下記口座に振り込みください。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	支店名 (店舗名)
預金種別	普 通 ・ 当 座	
口座番号		
口座名義人	ワカナ	
	-----	